

「朝日新聞」の表記の変更

昭和36年7月、以上の意見をまとめて「国語審議会に問ふ」といふ章を設け、私の初めての著書『私の漢字教室』を刊行しました。当時私は、審議会の音訓整理や送りがなに関する施策は誤っていると確信していましたが、私は一介の小学校教師に過ぎません。相手は天下の名士を擁する審議会ですから、私の意見など無視されてしまふに決っていると予想しておきました。

所が、この原稿を書いてみたこの年の3月下旬、前述のやうに、朝日新聞が審議会と同じ土俵の上で意見を戦はせてくれたのです。然し、相手は狡く、私の意見を無視し通しました。所が、この年の末近くなって、朝日新聞社だけが、国語審議会が制定した音訓表や送りがなの付け方を無視して、私が主張して来た音訓説や送りがなを使った表記を使い始めたのです。

その事に気付いた読者からの質問に対して朝日新聞社は「国語審議会が定めた表記の基準は妥当と思はれないものがあるので、当社は妥当と思はれる表記の基準を独自に作り、その基準に従って記事を書くことにした」といふ趣旨の回答を掲載しました。私はその記事を見た時、思はず心の中で「万歳」を叫んだものです。

それから12年経った昭和48年6月、朝日新聞の表記の仕方の方が、国語審議会の定めた表記の基準に従った他の新聞の表記よりも読み易いことを審議会が認めて、「朝日新聞の表記法も正しい」と認める「改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」を内閣訓令として公示しました。

朝日新聞の表記の方が読み易いと解ったら、^{いさぎよ}潔く従来の音訓表や送りがなの付け方は悪かったと国民に陳謝すべきです。それでこそ国民は国語審議会を信用するでせう。論語に「君子の過ちや日月の蝕の如し。過つや人皆これを見る。^{あらた}更むるや人皆これを仰ぐ」とありますやうに、過ちに対する態度で君子と^{しょうじん}小人の違ひが出ます。審議会の態度は「小人の過つや必ず^{かざ}文る」といふものです。これではとても信用できません。

然し、この経緯を振り返って見る時、微力ではあっても^{あきら}諦めずに、正しいと信ずる所を主張し続けることの大切なことを痛感します。また、若輩の小学校の一教師を国語審議会と同じ土俵の上に立たせて討論することを企画してくれた朝日新聞に対し、また、さういふ事の許されてある母国日本に対し、感謝せずにみられません。